

令和7年度用境港市ふるさと納税返礼品募集要項

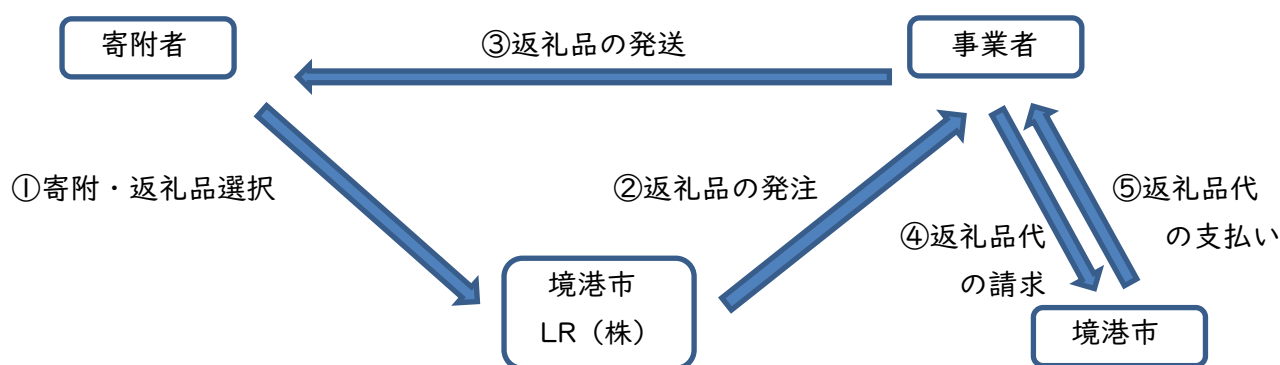
1 目的

本市の物産振興と本市への寄附(以下「ふるさと納税」という。)を促進することを目的に、ふるさと納税で寄附された方に対するお礼の品(以下「返礼品」という。)を募集します。

【ふるさと納税制度とは】

個人の方が、ふるさとや応援したい自治体に寄附された場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税から控除される制度です。

2 ふるさと納税事業の流れ



3 事業者要件

- (1) 本店、営業所等を、境港市内に有する事業者とする。ただし、市が特に必要と認める場合はこの限りではありません。
- (2) 「境港市小規模物品等契約希望者登録要綱」の規定に基づく登録事業者であること。市外事業者の場合は「境港市物品等契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱」の規定に基づく登録事業者であること。
- (3) 受注については、原則メールで受注ができる事業者とします。

4 返礼品について

(1) 要件

- ・総務省告示 179 号第5条（地場産品基準）に沿った返礼品であること。
- ・返礼品の取り扱い上限数はありません。

(2) 金額

- ・所定の申請書に返礼品の内容に応じた提供価格（梱包資材費含む）を税込で記載してください。
- ・年度途中の提供価格の変更を可能とし、変更を希望する場合は市または中間事業者（LR 株式会社）に依頼の上、改めて申請書を提出してください。
- ・寄附金額は、市と中間事業者（LR 株式会社）で協議し、提供価格が寄附金額の 30%以内、寄附金の募集に要した費用（提供価格及び配送料等を含む）が 5 割以下であるよう

本市で設定します。

- ・提供価格の請求は、原則、月初めに前月分を事業者から市に請求してください。

(3) パンフレットに掲載を希望する品について

区 分	カタログへの掲載	ポータルサイトへの掲載
期間限定 数量限定	△ 注1 (梨、ズワイガニなどの期間限定品は可)	○
価格の変更	× 注2	○ 注3

※掲載する品は本市で厳選させていただきますので予めご了承ください。

注1 年度途中で在庫切れになる可能性があるもの（極端に在庫が少ない、発送期間が短い等）は、カタログへの掲載は控えさせていただきます。

注2 カatalogについては、年度途中で寄附金額及び提供価格の変更は原則できません。

注3 ポータルサイトについては、価格の変更は可能です。

なお、価格を変更する場合、変更前までに寄附を受け付けたものに遡って適用することはできませんので、あらかじめご了承ください。

5 配送について

(1) 配送方法

原則、事業者へ発注した翌日に、ヤマト運輸が事業者のもとに伝票を届けに来ます。事業者は出荷準備ができ次第、ヤマト運輸に集荷依頼をおこない、返礼品を出荷してください。

(2) 配送手数料

境港市が直接配送業者に支払うため、事業者への配送手数料負担はありません。

※食事券、宿泊券等の郵便で送るものについては、追跡可能なレターパックプラスまたはレターパックライトで送ってください。料金は、返礼品代金とともに境港市に請求してください。

(3) 配送業者

原則、市が一括契約する配送業者（ヤマト運輸）を利用してください。なお、特別な事情等により市が指定する配送業者以外の配送業者を手配する必要がある場合は、個別に市と協議となります。

6 提出書類

(1) 返礼品出品同意書

別紙『令和7年度ふるさと納税返礼品出品同意書』に必要事項を記入し、メールで提出してください。メールを送れない場合は、郵送または窓口へ持参してください。

※前年度返礼品提供事業者は、必ずご提出ください。

※令和6年度と内容を変更して出品する場合は、変更した返礼品の『返礼品登録申請書』を再提出頂く必要がございます。その際、変更箇所が分かるように赤字で記入してください。

(2) 新規返礼品申込み

別紙『返礼品登録申請書』に必要事項を記入し、メールで提出してください。メールを送

れない場合は、郵送または窓口へ持参してください。返礼品の画像データ等は、メールに添付または USB で提出してください。

※新規返礼品を申請する場合にご提出ください。

※寄附受付開始前に総務省への照会が必要であるため、受付開始まで数か月を要します。

○返礼品申込書に添付していただくデータ等について

返礼品の画像データ等は、メールに添付または USB で提出してください。

- ・返礼品写真（返礼品の第一印象に直結するため、鮮明な写真を提出してください。）
- ・産地、製造者等の表示ラベル
- ・梱包写真
- ・境港市ふるさと納税返礼品の提供に係る個人情報取扱業務特記事項 ※新規事業者のみ

○個人情報の取り扱いについて

「境港市ふるさと納税返礼品の提供に係る個人情報取扱業務特記事項」を確認し、記入及び押印の上、提出してください。

・寄附者の同意を得たうえで、市から事業者へ、寄附者（または返礼品送付先の方）の住所、氏名、電話番号を提供するため、事業者の方には、個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用、又は第三者に漏らさないことを誓約してください。なお、返礼品を送付する際に、事業者のパンフレット等を同封して、寄附者（または返礼品送付先の方）から直接申込み等があり入手された個人情報は、「対象外」となります。

○新規事業者は、事業者登録の申請が必要です。

「令和 6 ～ 8 年度 小規模物品等契約希望者登録のご案内（市内事業者対象）」を必ず申請してください。

（ホームページ <http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=116211>）

※市外事業者は「令和 6 ～ 8 年度物品等契約に係る指名競争入札参加資格」の申請が必要です。

（ホームページ <http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=116204>）

事業者登録に関する問い合わせ・申請先

境港市役所 総務課 管財係（本庁舎 2 階） 電話 0859-47-1013

7 募集期間

令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時 15 分まで

※締め切り後も随時受け付けますが、パンフレットへの掲載はできませんのでご了承ください。

8 問い合わせ・申請先

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

境港市役所 総合政策課 自治振興係（本庁舎 2 階） 電話 0859-47-1067

メール furusatosakai@city.sakaiminato.lg.jp

9 返礼品審査

境港市総合政策課で審査し、採用の可否を事業者に通知する。